

日本アニメーター・演出協会 (JAniCA) 事務局 御中

前略

定款に基づいて、臨時総会招集の賛否を問うために会員諸氏にお知らせをしたいと思っております。

これについては実際にどういう手続きが必要で、どういう手順となりますか至急お知らせください。

名簿の利用を断られたことからすると、一会員がこの権利を行使するためには事務局が代理として各社員に問い合わせを下せる方法しかありませんが、実行して頂けるのでしょうか？

お手間をとらせるばかりなので、こちらでもところあたりの関係者には、呼びかけようと思っています。書式の指定などありましたら、ご指示下さい。

お答えがない場合は、12月7日以降にメール、郵便などで賛否を問い、1/5以上の賛成票を獲得するべく努力するつもりです。

なお、HP上に発表されている会員規則は古いものと思われ、現在有効の「定款」は秘匿されているままでのようです。ただちに公表されることを希望します。

下記の定款を確認してください。また定数などに変更がある場合はお知らせください。下記「正会員」とは無料、有料を問わないとして間違いないですか？

現在HP上に公表されている定款（下記は一般財団法人に改組された時に変更されたと思われる）

---

無限責任中間法人日本アニメーター・演出協会 の会員規約 (2008/08/10)

(会員総会の開催)

第8条 臨時会員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(2) 正会員のうち3分の1以上から、会員総会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面により、理事会に対して会員総会開催の請求があったとき

(会員総会の招集)

第9条 会員総会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、前条の規定または第17条第4項第4号による臨時会員総会の請求があった場合には、その日から30日以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

---

(下記は一般財団法人に改組された時に変更された現在有効のものと思われ、公表されていないので確認はとれません)

一般財団法人日本アニメーター・演出協会定款 (2009/11/2?)

(社員総会の開催)

第11条 -2 臨時会員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(2) 正会員のうち5分の1以上から、社員総会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面により、理事会に対して会員総会開催の請求があったとき

(社員総会の招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。

2 理事長は、前条2項の規定による臨時会員総会の請求があった場合には、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

---

以上

JAniCA 発起人 / 無料正会員  
アニドウ代表  
オープンダクション代表取締役  
なみきたかし